

生活保護って どんな制度



人生には思いも寄らない事象が起きることがあります。すべてを自力で乗り切るのには難しくかもしれませんが、暮らしの困ったとき、最終的に守ってくれる仕組みが「生活保護」。必ず知っておきたい制度の一つです。その内容を紹介します。

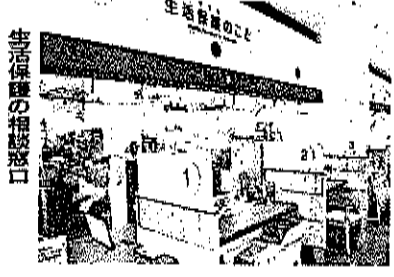
Q 生活保護って、どんなもの？

A 失業や低年金、心身の病や難病……。自分の努力だけでは、暮らしていく必要なお金を用意しきれないことだ。生活保護に頼る人がある。生活保護は、困ったとき、暮らしを立て直せるように国が用意した仕組みだ。

Q 困ったときって、どんなもの？

A 例えは生活保護費と収入を比べる。国民一人ひとりに、国で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。憲法25条で保障されている。働いて得たお金や年金、手当ての金額を合計しても、その最低限の生活水準に届かないと生活保護費を申請して受けとれる。

Q 「最低限の生活水準」って誰が決めるの？



金額は世帯人数・地域などで決まる ■ 受診や介護・支援を受けることも

生活保護を利用するには

1 自治体の福祉事務所にまずは相談。制度の説明を受けて申請へ
申請から原則14日以内に可否を回答

2 申請をしたら……

- 生活状況の把握(家庭訪問)
 - 預貯金や不動産など資産確認
 - 就労できるかどうか調査
 - 親族らが扶養できるかの調査
- 家族が70歳以上、DV、虐待を受けていたなど「扶養義務の履行が期待できない」場合は照会不要

3 生活保護費を支給

注意
車は原則持てない。ただ、通院や子どもの送り迎えといった場合、認められることも

いよ、いよらの、

A 金額は世帯の人数や地域などで決まる。厚生労働省の資料をもとに、「一番高い東京都区内」の2022年4月現在の生活扶助費を例に説明する。次のようになっている。カッパの数字は金額を出すための仮定の年齢だよ。

▽高齢者の単身世帯(68歳) 17万9800円▽夫婦と子1人の世帯(33歳、20歳、4歳) 15万8780円▽母子3人世帯(30歳、4歳、2歳) 19万6000円

Q お金をいくらもらえるの？

A いや、正確に言うのを避ける。全部で8つの種類の支援がある。お金だけではなく、病院に行ったり、介護を受けたりもできる。こういった場合は、必要なサービスを受け取る形だね。

Q いまはどれくらいの人利用しているの？

A 厚生労働省の調査によると20年度は1カ月平均の利用者は206万2114人。世帯数で言い換えると、163万6999世帯だった。日本の

金世帯(約5500万世帯)の約8%にあたる。

Q 不正受給があるって聞いたことがあるよ。

A 厚生労働省が公表しているデータによると、20年度の不正受給は3万2000件。働いて得た収入を申告しなかった例が半数を占めたよ。

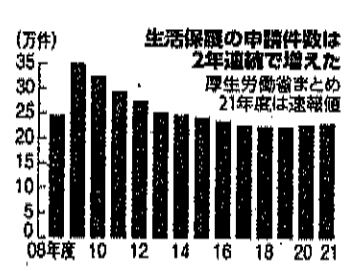
Q 多いの？ 少ないの？

A 20年度の1カ月平均の利用世帯数を分母にするると、1.96%になる。残り98%の

コロナ禍影響が

厚生労働省の統計によると、2021年度の生活保護の申請件数が2年連続で増加した。11年ぶりに増加に転じた20年度に続き、コロナ禍の影響などが押し上げたと思われる。

21年度の申請件数は22万9878件(速報値)で前年度から0.8%(17776件)増えた。新規の申請は近年、減少傾向だったが、新型コロナウイルスの感染が拡大した20年度は22万8102件



(確定値)と、リーマン・ショック以来11年ぶりに増加。高止まりの状況となっている。

申請2年連続増

Q 確定値(と、リーマン・ショック以来11年ぶりに増加。高止まりの状況となっている)。

世帯は何の問題もない。不正受給自体も近年、減少傾向にあるよ。2%に満たない問題をクローズアップしすぎると、コロナ禍でも問題になったように本音に必要とする人が利用していくような副作用が生ずるかも注意したいね。

Q 利用したい時、みんな相談していいの？

A 全国に1230カ所(22年4月現在)の福祉事務所が申請できる。国は生活保護の利用を「国民の権利」と言っている。利用するには収入以外に、預貯金のような資産要件も満たす必要がある。詳しくは福祉事務所の窓口の人に聞いてみるよ。

Q 困ったら、とにかく申請すればいいんだね。

A 税金や住民税、国民の権利であることが確認されていると書かないようなことも起きている。地域によっては福祉事務所の窓口で、申請を妨げるような「水際作戦」と呼ばれる不適切な対応もみられる。また、申請した人の親族に対して、援助できないか行政が確認する「扶養照会」という手続きを取ることで、申請そのものをためらうケースもあるのが実態なんだ。

生活困窮者を支援する認定NPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」(東京)の大西連理理事長は生活保護の申請状況について、「これは減少傾向にあったが、厳しいコロナ禍の状況を反映して増加に転じた」と指摘。想定したよりも申請数が少ないこと、「そもそも行政の福祉窓口だと知らずして知らない人もいるのではないか。コロナ禍で突然失業した人の中には、どういった場合に制度を利用できるのかわからない人もいる」と話す。

また、特例貸し付けや雇用調整助成金など新型コロナに対応した国の支援制度を利用して、暮らしをしのいでいる世帯も増えてきたという。「今後は、生活保護がなくなる可能性もある人が増える可能性もある」とみる。(石川友樹)